

四日市市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第59号

四日市市会計規則の一部を改正する規則

四日市市会計規則（昭和39年四日市市規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(歳入の徴収又は収納の委託)</p> <p>第26条の3 主管の長は、令第158条又は<u>令第158条の2</u>の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したとき若しくは委託を解除したときは、その旨を会計管理者に通知しなければならない。</p> <p>2 令第158条の2第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 収納した公金を安全かつ確実に<u>金融機関</u>に払い込むことができること。</p> <p>(4)及び(5) (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> 収納した現金等は、速やかに納入通知書等及び収納の内容を記載した計算</p>	<p>(歳入の徴収又は収納の委託)</p> <p>第26条の3 主管の長は、令第158条の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したとき若しくは委託を解除したときは、その旨を会計管理者に通知しなければならない。</p> <p>2 令第158条の2第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 収納した公金を安全かつ確実に<u>指定金融機関等</u>に払い込むことができること。</p> <p>(4)及び(5) (略)</p> <p><u>3</u> <u>第1項の規定により、私人に歳入の徴収又は収納の事務を委託したときは、市長はその旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者に周知できる方法により公表しなければならない。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> 収納した現金等は、速やかに納入通知書等及び収納の内容を記載した計算</p>

書を添えて、金融機関に払い込まなければならない。

(繰替払)

第76条 令第164条第5号の規定に基づき、次の各号に掲げる経費の支払については、その収納に係る当該各号に掲げる現金を繰り替えて使用することができる。

(1)及び(2) (略)

(3) 指定納付受託者に納付させる収入金の取扱手数料 当該収入金

書を添えて、指定金融機関等に払い込まなければならない。

(繰替払)

第76条 令第164条第5号の規定に基づき、次の各号に掲げる経費の支払については、その収納に係る当該各号に掲げる現金を繰り替えて使用することができる。

(1)及び(2) (略)

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(会計管理課)